

十和田八幡平まなび旅奨励補助金

事業概要

教育旅行の誘致により本市経済の活性化に資することを目的とし、市内の宿泊施設及び鹿角地域の観光施設等を利用した教育旅行を実施する者に対し、補助金を交付します。

募集期間

随時

対象者

鹿角市内の宿泊施設及び鹿角地域の観光施設等を利用した教育旅行を実施した旅行代理店
※市が主催するもの及び市から他の補助金等の交付又は減免の措置を受けているものを除きます。

補助金交付の条件

市外小・中・高校等の学校が主催する教育旅行及び校外学習等で、次のいずれかの条件に該当するもの。

1. 鹿角市内に1泊宿泊し、かつ、※市が指定した観光施設等を2箇所以上利用するとき。
2. 鹿角市内に2泊以上宿泊し、かつ、※市が指定した観光施設等を1箇所以上利用するとき。

※市が指定した観光施設等

道の駅かづの（鹿角観光ふるさと館あんたらあ）、大湯ストーンサークル館、史跡尾去沢鉦山、先人顕彰館、旧関善酒店主屋、十和田八幡平観光物産協会（各種体験）、中滝ふるさと学舎、康楽館（小坂町）

交付金額

教育旅行者1人あたり2,000円

提出書類

【申請】～教育旅行実施前

- (1) 教育旅行誘致補助金交付申請書
- (2) 教育旅行実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 教育旅行の工程が記載されている書類（任意様式）

【実績報告】～教育旅行実施後1ヵ月以内

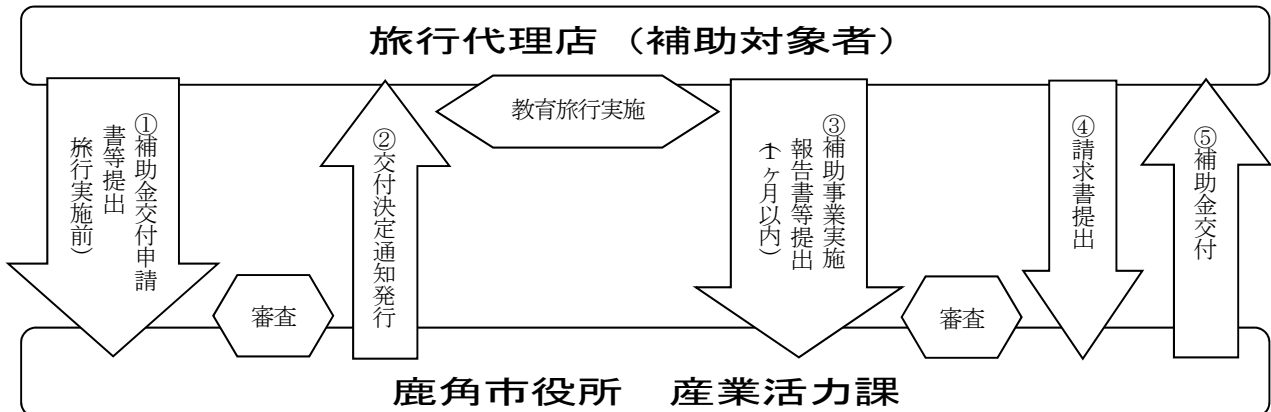
- (1) 補助事業実施報告書
- (2) 教育旅行送客実績書

※既に補助金の交付決定を受けている金額に変更がある場合は、**事業終了前に**補助金の変更申請（変更申請書、教育旅行実施変更計画書等）を提出し、再度決定を受ける必要があります。

（裏面へ）

交付までの流れ

※事業実施は交付決定後となりますので、補助金交付申請は**必ず教育旅行実施前**に時間に余裕をもって申請してください。



こんな場合はどうなるの？

Q：少人数制限はあるの？

A：人数の制限は定めておりません。条件を満たした場合は助成対象になります。

Q：複数の団体旅行を企画して、合計で市内1泊以上、観光施設2箇所以上訪れた。

A：対象になりません。1つの旅行で条件を満たした場合に限りです。

Q：管内の観光施設ならどこでも良いの？

A：こちらで指定した観光施設に限ります。

Q：団体割引が適用されても申請できるの？

A：団体割引をご利用されても補助金の対象となります。

Q：同一の施設で、食事と体験どちらも行いましたが、助成対象になりますか。

A：施設単位の受付となりますので、助成対象にはなりません。

※ただし、農業体験については1施設扱いといたします。

Q：鹿角市内に2泊3日の旅行をし、4箇所の施設を回りました。

A：1回の旅行につき、1回の申請となりますので、その場合も2,000円の助成となります。

Q：学校側から提出してもらう書類はあるの？

A：ありません。

Q：一回の旅行ごとに申請書を提出するの？

A：旅行代理店が複数校の旅行を企画する場合は、一括して申請できます。

Q：小坂町の観光施設2箇所と鹿角市の宿泊施設1箇所では該当にならないの？

A：対象にはなりません。交付の条件として鹿角市内に1泊、鹿角管内の観光施設利用2箇所以上となりますが、このうち観光施設については1施設以上鹿角市で利用して下さい。（鹿角市2箇所もしくは、鹿角市・小坂町1箇所ずつの利用）

Q：鹿角市の宿泊施設に2泊、小坂町の観光施設1箇所は該当にならないの？

A：対象となります。

お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292

鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市役所 産業部

産業活力課 観光交流班

TEL：0186-30-0248

FAX：0186-30-1515

メール：kankou@city.kazuno.lg.jp

